

1-1 特定活動（4か月・就労可）

- [在留資格変更許可申請書](#)（技能実習生→特定活動に変更する場合）
又は[在留期間更新許可申請書](#)（特定活動の在留期間を延長したい場合）
- 顔写真
- 帰国困難な理由がわかる資料
- 監理団体が作成した理由書（企業単独型の場合は受入れ機関が作成）
- [確認書](#)

※受け入れ機関が変更する場合、以上の共通な資料に加えて、新たな受入れ機関との就労に係る雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書の写し）を提出する必要があります。

提出資料の参考様式と資料のダウンロードは[こちら](#)。